

# Lesson 2 税務 第17回

## 出題・解説

八木会計事務所  
税理士

八木正宣

### 第1問

次の中から、法人税法上の役員となる人をすべて選んでください。

- ① 監査役
- ② 相談役（経営には従事していない）
- ③ 役員ではないが、実質的に経営に従事している代表取締役（持株割合80%）の妻

### 解説

法人税の計算上、役員と従業員とは損金算入の取扱いが異なっています。

役員に対する給与については、株主と役員が同一である同族会社等で、役員が自身の給与額を決めて、不当に租税を回避することのないよう、損金算入に一定の制限を設けています（後述）。

まず役員の範囲ですが、会社法上では取締役、監査役等とされています。ただし法人税法上では、社長が代表取締役を辞任して「相談役」などの肩書で実質的に経営に従事するような租税回避行為を防ぐため、みなし役員という規定を設けています。

これは、会社法上の役員ではなくても会社の経営に従事している

次の者は、役員とみなされるといふものです。

- ① 法人の従業員以外の地位・職務にある相談役、顧問等
  - ② 同族会社の従業員のうち、経営を支配する株主グループに属する一定の人
- 以上から、正解は①③です。

### 第2問

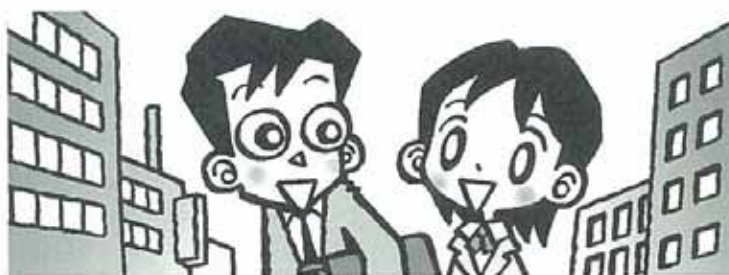
- 役員に支払う給与の法人税法上の取扱いについて述べた次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。
- ① 役員給与の支給パターンには、定期同額給与と業績連動給与の2つがある
  - ② 役員給与のうち不当に高額な部分の金額は損金に算入されない
  - ③ 定期同額給与にて支給した場合、基本的に職務執行期間の途中で給与を改定することはできない

### 解説

まず、役員給与が「年俸制」であるという性質について触れておきます。法人の株主等の出資者は、その

図表1 法人税法上の役員

法人税法上の役員	本来の役員	取締役、監査役、理事、監事など
	みなし役員	相談役、顧問などの役職にあり、会社の経営に従事している者 同族会社の従業員のうち、会社の経営に従事している次に掲げる要件をすべて満たす者 (1)第1～3順位まで株主グループを順次合計して、持株割合がはじめて50%超となる場合の、その合計した株主グループに属していること (2)その従業員の属する株主グループの持株割合が10%を超えていること (3)②その従業員と①その配偶者および②夫婦で50%以上所有している他の会社——の3者の持株割合が、50%を超えていること



## テーマ 役員と役員給与

図表2 定期同額給与および事前確定届出給与のイメージ



会社を所有する立場にいますが、会社の経営は取締役などの役員に委ねられます。具体的には株主総会において株主は会社の経営を役員に委任し、受任した役員が会社の経営に従事していくこととなります。

したがって、役員給与は株主総会において、次の株主総会までの期間の額が決まります。

●金額の妥当性にも制限が

役員給与の支給形態には、次の3つのパターンがあります。

①定期同額給与  
定期同額給与とは、支給時期が1ヵ月以下の一定期間ごとの給与で、給与支給額が毎回同額のことを指します。基本的に、職務執行期間中は同額ですが、著しい経営悪化の場合など一定の事由があれば、改定することができます。

②事前確定届出給与  
定期同額ではなく、夏季と冬季に、賞与に相当する給与を上乗せして支払いたい場合には、事前確定届出給与となります。株主総会

③利益連動給与  
同族会社以外の法人が業務を執行する役員に対して支給すること、給与の算定方法が有価証券報告書に記載される利益に関する指標を基礎とした客観的なものであることなど、一定の要件を満たす給与をいいます。

また、役員給与の金額の妥当性についても制限があります。その役員の職務の内容、その法人の収益やその法人と同種の事業を営む類似法人の役員に対する給与の支給状況に照らし、その役員の職務に対する対価として不当に高額な場合には、その不当に高額な部分の金額は損金に算入されません。

以上から、正解は②です。

等の決議により、事前に支給時期や支給額を定め、次の⑦または⑧のうちいずれか早い日までに、税務署にその内容を届け出なければなりません。

⑦その決議日から1ヵ月以内  
⑧その事業年度開始日から4ヵ月以内